

## 規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年8月3日（金）17:30～18:43
2. 場所：中央合同庁舎第4号館全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：  
（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、大上二三雄、翁百合、和田浩子  
（政務）岡田副総理、中塚副大臣  
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：  
（開会）  
（1）委員紹介  
（2）規制・制度改革の今後の推進に係る基本的考え方について  
（閉会）

### 5. 議事概要：

○岡委員長 それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

会議の進行役を務めます、委員長の岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、前第3クールの終了後、新たな期としてスタートしました最初の委員会となりますので、これから委員会を進めるに当たっての基本的な考え方等について、自由に御議論いただきたいと思いますと思っております。

岡田副総理は、定例会見が終わり次第お越しいただく予定でございます。

開会に当たりましては、中塚副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○中塚副大臣 どうも皆さん、今日もお暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

新しく委員に御就任をいただいた皆さんには、本当に公私共にお忙しいところ、大変に大事な委員会に所属をいただくことになりまして、心より感謝と御礼を申し上げたいと思っておりますし、引き続きお務めをいただく委員の皆さんには、以前にも増して厳しい御指導をいただければというふうに思っております。

規制・制度改革ですけれども、先般閣議決定されました「日本再生戦略」の中におきましても、非常に重要な位置付けということになっております。私も昨年の9月来ですが、この職責を拝命しまして、委員の先生方からのサジェスションの下、各省との政務折衝に当たってまいりました。政治のリーダーシップが一番大事であるということは当然なので

すけれども、自分自身で政務折衝をやってみて一番痛感しましたのが、そのことに加えて、やはり世論の支持ということだと思います。ですので、そういう世論喚起ということも含めまして、委員の先生方には御指導賜ればと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

本日は第1回の委員会ということでございますので、新しいメンバーの方もいらっしゃいます。事務局より各委員の皆様の御紹介をいただきたいと思っております。それでは、中原さんお願いいたします。

○中原参事官 それでは、御紹介させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、三井不動産株式会社特別顧問の大室委員長代理です。

中央大学法科大学院教授の安念委員です。

クレディ・スイス証券株式会社チーフ・マーケット・ストラテジストの市川委員です。

エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社代表取締役の大上委員です。

株式会社日本総合研究所理事の翁委員です。

新日本製鐵株式会社常務取締役の佐久間委員は、本日は御欠席でございます。

Office WaDa 代表の和田委員です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、新しく御就任されました市川委員と和田委員から一言御挨拶をお願いいたします。

まず、市川委員からお願いいたします。

○市川委員 どうも、改めまして、クレディ・スイスの市川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど中塚副大臣からもお話がございましたけれども、私も先立って事務局から資料を頂きまして、「日本再生戦略」の一応全体を拝読をさせていただきまして、この中で規制・制度改革が今後の日本、ヒト・モノ・カネを動かす上でも非常に重要なキーパートになっているなということを改めて実感させていただきまして、そもそも行政制度とか規制とかに関しては必ずしも知見があるわけではありませんが、そういった中で今回、委員に御任命をいただいたということでもありますから、全力を尽くして努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

皆さんの足を引っ張らないように努力をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

次に和田委員、お願いいたします。

○和田委員 改めまして、和田浩子でございます。よろしくお願いいたします。

私もこの度、この委員会の委員の依頼が来まして、自分としてはこういう分野、こういうお役目からほど遠いところで存在してきたのかなとかは思ったりもしたのですが、打ち

合わせで、もしかしてお役に立てるかもしれないということでお受けしております。

私の経験は、ほぼ外国系、多国籍企業において仕事をしてまいりました。それで、直近の数年間はコンサルタントをしているのですが、そのコンサルタントもそれまでに培った経験とかというものを踏まえて仕事をさせていただいております。その中で、やはり改革していく、チェンジをしていく度合いはひょっとしたら日本企業より多国籍で成功していかないといけない企業の方が多かったかもしれません。多分そういう経験を御覧になって、このような席に列座させていただいていると思いますので、皆さん大先輩なので、委員会的にも大先輩なので、教えていただきながら自分としても何か役に立つことをコントリビューションしたいと思います。

最後ですが、日本語が自分が思っている気持ち、考えに日本語をちゃんとセレクトできないかもしれないので、言葉のチョイスを間違えるかもしれませんが、それは本意ではございませんので、これを毎回、委員会の冒頭で申し上げないと、自分の戒めとしてもあるのですが、そういうことなので、もし失礼な言葉が飛んだとしたら私の本意ではございませんので、どうぞ御指摘いただき、言葉は撤回させていただきますが、言っていることは大体撤回しないというキャラクターなので、ひとつよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、改めて確認させていただきますが、当委員会は議事概要を公表することとなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それから、もう一点、農業ワーキンググループにつきましては、今週火曜日の会合で議論の整理が行われ、一区切りとなりました。その内容につきまして、大上委員から簡単に御紹介いただきます。大上委員、よろしく願いいたします。

○大上委員 本来ですと、佐久間委員が進行役をやられておりますので、御報告すべきですが、本日御欠席でございますので、代わりに構成員の私から議論の経過について御報告申し上げます。

そもそも農業ワーキンググループというのは、一つは取り組むべき規制・制度改革における課題について、これまでの経緯も踏まえつつ検証すると。もう一つは、農業を成長産業化するために、やはり我が国農業というのはどういうふうな在るべき姿としてあるべきかと。それに立ち返った議論が必要であろうというような認識の下で第3クールの途中で設置をされまして、初回の会議が6月で、以降、かなりのペースでやってまいりました。

委員会の構成員といたしましては、佐久間委員、それから翁委員、それから私。それに加えて、ワーキンググループの専任ということで、農業界からは3名、学識経験者の方が1名、都合合計7名で開催をしてまいりました。

これまで、6月29日に取りまとめられましたフォローアップ調査結果内容の確認、それから昨年10月25日に決定されました、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」、それから、それに基づいたアクションプランにつきまして内閣官房国家戦略

室と農林水産省からのヒアリングを行い、そして各委員の農業分野における問題意識や項目などについて幅広く意見交換をいたしました。

農業界の委員の方からは、規制・制度改革はいいけれども、もう少し目の前の石ころを何とかしてくれというような、かなり即物的な議論が出てまいりました。一方で学識経験者の方からは、やはり大所高所に立って、改めてこういう議論をすべきではないかと。それから委員会委員の方からは、規制・制度改革といったものの原点に立ち返って、そもそも農業とそれ以外の産業とどういうふうに違うのかといったような、非常に素朴ではあるが、重要な観点での議論が行われました。

そして、そのような議論が7月31日の第4回のワーキンググループにおいて一区切り、論点として整理されております。これが参考資料1にございますような内容でございまして、基本的には現在の政策、それから内容の問題意識に沿って、細かい項目からかなり大きなマクロ的な観点までまとめられているところでございます。

今後は事務局を中心にこういった論点についてのヒアリングを進めて、更に項目を検証して、今後、また内容の検討について深化させていく、そういった予定になっております。

以上、私から農業ワーキンググループについて御報告をさせていただきました。

○岡委員長 ありがとうございます。

この農業ワーキンググループにつきましては、前第3クールのかなり終盤のところ立ち上げて、4回も集中的に議論をしていただきました。

立ち上げにあたり、農業というテーマは多分、次の、すなわち今期中でも重要なテーマとして検討対象になるであろうということ踏まえた上で、助走的な形でスタートしたという経緯がございます。したがって、今、大上委員から御報告いただきましたように、幅広い分野でいろんな意見交換を行い、それをまとめていただいたわけでございますので、今後の委員会の中で議論していくときに大いに参考にさせていただきたいと考えております。

ワーキンググループの委員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、本日の会議の議題に入りたいと思います。まず、当委員会の議論は従来、第1クールが3か月、第2クールが9か月、第3クールが9か月というような形で、短期間で過去3期やってきたわけでございますが、今回からは1年間のサイクルで取り組むこととして、この7月に立ち上がったわけでございますので、来年の6月までをめぐとした議論をしていきたいというふうに考えております。

まず、この点につきまして委員の皆様御賛同をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡委員長 ありがとうございます。

それからもう一つ、前第3クールの重要なテーマといたしまして、過去数年間の閣議決定事項のフォローアップを行いました。それを取りまとめた結果としまして、分りや

すく○、△、×等々で評価しております。すべて○であれば一件落着であったということになるわけですが、そうでなく△のものもあるということですので、これらの件につきましては継続的にフォローアップしていく必要があるということが一つ。

もう一つは、第3クールの中で第1ワーキンググループ、第2ワーキンググループという形で取りまとめたものが閣議決定されましたが、その閣議決定の中に、四半期ごとにフォローアップをするということが含まれております。したがって、この第1・第2ワーキンググループの閣議決定項目を新たにフォローアップしていく必要があるということになります。

この2つのフォローアップがあるわけですが、この両方とも四半期ごとに各担当省庁からこの内閣府の方に報告してもらおうということになっております。その都度、この委員会で事務局からその報告をしてもらい、我々が議論していくといったことを、四半期ごとにやっていく。そして、来年の6月にそれらを通して評価するというような形で取りまとめをしたい、このように考えておりますので、この点につきましてもひとつ皆様の御了解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡委員長 ありがとうございます。

(岡田副総理入室)

(報道関係者入室)

○岡委員長 今、岡田副総理が御到着になりました。

それでは、早速ですけれども、副総理、御挨拶をお願いします。

○岡田副総理 それでは、まずは、御多用中お集まりいただき本当にありがとうございます。今回より2名の方に委員会の委員をお引き受けいただき、新たにスタートするというので、よろしく願いいたします。

規制・制度改革委員会では、これまでも非常に精力的に御議論いただきましたが、そして当然、大きな成果も上げてまいりました。国の規制・制度改革の中核を担っていただいているわけですので。今日は、委員会として新たな活動を開始するに当たって、基本的な考え方について御議論いただきたいと思います。と思っております。

私も、規制・制度改革の重要性ということにはかねがね強く思っておりまして、その取組の強化を行って、将来の成長につなげていきたいというふうに考えております。

是非、在るべき姿に立ち返った骨太の議論をお願いしたいと思っております。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方は御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡委員長 それでは、今期の本格的な議論に入る前に、本日の第1回目におきましては、今、副総理からもありましたけれども、我々が規制・制度改革に取り組んでいく上での基本的な考え方について議論をしていきたいと考えております。

その議論に入る前に、御参考までに、先般行われました「行政改革に関する懇談会」の議論と、事務局で整理をいたしました基本的考え方のたたき台をまず説明していただいた上で、委員の皆様方に自由に御意見を頂きたいと思えます。それでは、中原参事官、お願いいたします。

○中原参事官 それでは、まず資料2を御覧いただければと存じます。資料2につきましては、7月12日に開催されました「行政改革に関する懇談会」での委員の皆様のお発言のうち、規制・制度改革に係る御発言の部分を抜粋したものでございます。本日御議論いただくための御参考として御説明をさせていただければと存じます。

まず、7月12日の「行政改革に関する懇談会」における議論の1つ目としまして、「大きな方針」のところで、自由経済の中で、既得権益を守っている規制・制度というものは原則廃止することを基本としまして、もしそれで何か問題が起きた場合には、それを是正するという、言わばビルドアップ方式ということ、そういった基本にもう一回立ち戻って検討が進められるべきではないかという御意見。

「仕組み」に関する御意見としまして、今まで規制・制度改革を3期行ってまいったわけですが、行政事業レビューの方法を参考にしつつ、1年間PDCAサイクルを回して、改革を継続的に行うということで、成果が高まるのではないかという御意見。

それから、行政刷新会議、おそらくここは規制・制度改革委員会、当委員会のことだと思いますけれども、行政刷新会議規制・制度改革委員会の方で率先して各省にやってもらう、そうした当委員会の役割は大きいと感じているという御意見がございました。

それから、「具体的課題」としまして、規制・制度改革によりまして参入規制を緩和したような場合におきましては、同時に法に基づいた立入検査や監督など管理・監督といった事後的なチェックということを併せて実施していくことも有益ではないかという御指摘がございました。

それから、規制・制度改革を更に推進していくためには、構造改革特区を更に活用していくことを検討すべきではないかという御意見ですとか、他の関連する会議等との連携強化を図っていくべきではないかという御意見がございました。

3つ目に、お手元に配付させていただいております「日本再生戦略」の中に記述がございましたけれども、一定の要件を満たした場合には規制を緩めるといった、構造改革特区や統合特区における特定の「区域」に着目するのは異なる「機関特区」という手法を、規制・制度改革の対象を議論する際にこうした手法を使うことも非常に有効なのではないかという御指摘があったところでございます。

次に、資料3でございます。規制・制度改革の今後の推進に係る基本的考え方について、飽くまで参考として事務局にてたたき台を作成いたしました。これまで当委員会におきまして御尽力を賜りましたこと等々、直接・間接に委員の皆様からお教えいただきましたことを咀嚼いたしまして、事務局で飽くまで参考としてまとめさせていただいたものでございます。

まず、基本的な考え方の1つ目といたしまして、「消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保」ということとさせていただきます。現代社会におきましては、消費者・ユーザーのニーズも非常に多様化しているものがございます。そうした多様なニーズに対応しまして、生産者・サービスの提供者がこうした多様な製品あるいは選択肢というものを提供しようとする場合におきまして、障害となっている規制・制度というものがあれば、これを直ちに改革すべきことということとさせていただきます。

2つ目に、「多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備」ということを記載させていただいております。最初の1つ目のところで、多様なニーズを持つ消費者・ユーザーと、それから、それに対応する生産者・サービスの提供者というものの結びつけを付けたわけでございますけれども、そうしたこれらのマッチングが有効に機能するためには、提供者相互の間におきまして規制のイコール・フットイングが図られるべきではないか、一つの規制が一方の生産者に加担しているということになりますと、必ずしも多様な選択肢というものを確保することにつながらないのではないかという問題意識でございます。

3つ目は、「「事件」に対する過剰対応の見直し」ということとさせていただきます。“Hard cases make bad law s”という法格言がございますけれども、事件又は予想される事件への対応のために一時的な雰囲気の中で規制が過剰につくられることがないかということと徹底的に見直しを行う必要があるのではないかということとさせていただきます。仮に規制の必要が認められるにしましても、参入規制とか官の独占、あるいはそうした行為を許さないというような全面禁止ということによるのではなくて、より制限的でない規制によるべきことということとさせていただきます。

4つ目に、「多様な主体の参画によるセキュリティの確保」ということとさせていただきます。現在、今後おそらく御議論を賜ります具体的な検討課題というものの中におきましては、いわゆる社会的規制という分類に属するものが多くなっているかと存じます。そうした健康福祉ですとか、エネルギーとか、食料とか、あるいは信用秩序といった、こうした各種の規制におけるセキュリティの確保につきましては、市場における多様な主体の参画や競争、あるいは新領域の拡大等によってもたらされるイノベーションのにより強化されるべきものであることといった点について確認をさせていただいております。安全・安心と経済活性化というものを比較考量して物事を決めるという立場に必ずしも立つのではなくて、そうした競争の促進、あるいは新領域の拡大ということによってセキュリティのレベルというものが高まるという視点を忘れてはならないのではないかという点でございます。

最後の5つ目に、「民間の活力による社会的課題の解決」という点とさせていただきます。社会的課題への解決策の提供は、まず民間の活力により市場において自律的・自発的に解決策が提供されていくということを基本とし、これを阻害する規制・制度があれば、直ちに改革すべきことという点とさせていただきます。少子高齢化等々といった社会的課題を将来の成長につなげるツールというのが規制・制度改革であり、言わばそうした課題があるということは多くのビジネスチャンスが存在するということとさせていただきます。そうしたビジネスチャ

ンスを阻む規制・制度というものがあれば、これを直ちに改革するということを目指するという視点を持ってはどうかということでございます。

なお、お手元に参考資料2としましてライフ、グリーン、農林漁業といったところについて、そうした3分野に重点的・優先的に取り組む方針が明記された、先般7月31日に閣議決定されました「日本再生戦略」、それから、参考資料3としまして資料2で御説明しました「行政改革に関する懇談会」に関する、そのときの事務局の提出資料を御参考までに付けさせていただいておりますので、適宜御参照賜ればと存じます。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、これからの時間、今の事務局からの説明も参考にしながら、各委員の皆様方のお考えを發表していただきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。できれば全員1回以上御発言いただければ幸いです。

いかがでしょうか。

それでは、皮切りに大室さん、いかがですか。お願いいたします。

○大室委員長代理 この基本的考え方というたたき台は大変非常によくできているのではないかと思います。第2クール、第3クールの特に第1ワーキンググループでの経験を通して、2点ほど申し上げたいことがございます。

1つは、やはりこの規制・制度改革というのは時間の問題、スピードの問題というのが非常に大きな課題になってくるのではないかと思います。特に感じましたのは食品添加物の話で、35項目のうちの15項目が10年もほったらかしといいますか、結論が出ないというような事例を目にしました。言わば、ここでも過剰対応ということもあるかもしれませんが、ヨーロッパ、アメリカで承認されているものが、日本で10年も棚ざらしになっている事例でした。実際に日本人と欧米人の体格の差でそういうことになっているのかという質問をしても、そんなことはないとの回答でしたが、海外で承認されていても、日本ではちょっとした危惧があるということで10年も対応を放りっぱなしになっているということが私自身は民間出身者として納得がいかなかったわけです。

駄目なら駄目、いいならいいという結論を出さない、決めない行政というか、決めない規制みたいなものがずっと横行しているという現在の状況を、今度の基本的考え方の中では何らかの意味で突破口を見いだしていきたいという私自身の一つの考え方を御提示申し上げたいと思っております。

2点目としては、ここで我々が今、規制・制度改革をなぜ推進するのかと言うと、日本の成長とか経済の進展をこの規制改革で行っていかうということなのだろうと思っておりますが、その中には必ず規制改革による新規参入で競争が激しくなってくると、逆に不利益を被るところが必ず出てくるわけですが、規制による国内産業保護、農業などもそうした部分が強いのでしょうかけれども、いろんな日本のしがらみといいますか、日本の組織の中からの抵抗がすごく強くなってしまって、なかなか決められないというのが今の状況だと思いま

す。やはりこのところは、決める政治、すなわち今まで懸案になっていた部分について思い切って規制改革をして、競争を生み出すこと、成長は競争の中から生まれてくるという視点が規制改革の基本的考え方の中では一番重要なのではないかと思います。そういう姿勢で、今後の規制・制度改革の項目出しや対応を考えていきたいと思っております。

まとめていただいた部分にダブってしまうところが随分あると思うのですが、1つは時間・スピードの重要性、もう1つは競争が成長を生むということ、この2点を私からは提言させていただきたいと思います。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、他の方がいいでしょうか。

安念さんからペーパーが入っていますので、安念さんお願いできますか。

○安念委員 前もって用意できなかったもので、今日、全然練られていないものですが、お配りをいたしました。「労働市場活性化のための規制・制度改革（私見）」というものでございます。

私も前から思っていたのですが、いろいろ個別分野の規制・制度改革が重要であることは言うまでもないことでして、最後の聖域として農業や医療があります。しかし農業や医療は、そこに関わっている人の数自体はそれほど多いものではありません。日本人の働いている人の大部分は私も含めてサラリーマンですが、雇用の制度や慣行が人々の企業の形態、それから、働く人々のライフスタイルの多様化に合わなくなっているということを強く感じておりました。

有り体に言えば我々、日々労働生産性が落ちている年寄りがえらく優遇されております。私は今後とも優遇してもらいたいと個人的には思っておりますけれども、どんどん若い人の働くチャンスを奪っていることも疑い得ないところです。そして、そういう老青格差というのか、それは、正規雇用と非正規雇用の格差にかなりの程度重なり、かつ男性と女性との格差にも重なっております。そういうところをやはり改革していかなければいけないのではないかなと思います。

ただ、私は数年前、例えば解雇規制を緩和すればいいのではないかともものすごく単純に考えていたのですが、そんな甘いものでは全然なくて、実は非常に多くの点についての改革を要するし、かつ規制を緩和しっ放しではやはり駄目なのです。緩和すれば、そこで不利益を受ける人のためのセーフティネットを作っておかなければいけない。単純に規制を緩和するのではなくて規制の合理化、撤廃するものは撤廃すべきなのですが、それを合理化すべきであると思います。

もちろん、その場合、やはり何といたっても必要なのは、労働市場を活性化することです。つまり労働の流動性を高めるということです。個別企業が長期安定的な雇用を多くの人に提供するということはもうできないわけですから、流動性が基本的にはセーフティネットだというふうにも考えざるを得ない。これは先ほどの中原参事官の御説明にもあ

ったことと一脈通じるというふうに思っております。

それからまた、日本の労働生産性はやはり低いのです。これは業種によりますけれども、特にサービス業、我々の業種が正にそうなのですが、とても低い。この低いことの原因は、必ずしも日本の労働者が怠けているからではなくて、資本装備やビジネスモデルの問題もあれば、労働がより成長分野に流れていかないと。非効率で、もうそろそろお葬式を出した方がいいというようなところに私どもを含めてですが、ずるずるずるずる滞留していて、それがなかなか個人の才能の発揮にも結び付かないというところがあると思います。

そういうことで、2ページ目の検討すべき諸点はもう既によく言われていることなのですが、それでは、なぜ規制・制度改革の文脈で取り上げることの意味があるのかということなのです。これはもちろん、今までも主として厚労省においていろんな分野の検討がなされているのですが、これは厚労省さんにはちょっとかわいそうなところなのですけれども、あそこで扱うときには必ず労使団交になるのです。それで、学識経験者と称する人がまあまあと言って、要するに足して2で割ることになる。労使で労働市場というものが成り立っているのだから、それで悪くはないのですが、結局、労使団交で終わってしまう。しかし、どちらも、どれほど今代表しているのかが分からない。例えば労働組合の組織率は御承知のようにもう2割を切っているわけですから、率直に言って、連合が労働界を、労働者を代表しているわけではないのです。

一方、例えば経団連も怪しいものだと言ったら悪いのだけれども、どんどん外国企業とか新しいITビジネス、その他の中小の元気なところが出てきて、最近は楽天さんみたいにもう抜けたなどというところも出てくるぐらいですから、どちらもレプレゼンテーション自体が怪しくなっております。それなのに、昔ながらの団交方式自体がまかり通っている。ここの委員会でやるかどうかはともかくとして、別の視点からもう少し光を当てる必要があるのではないかと。そうすると例えばの話、規制・制度改革の文脈で扱うというのも一手ではないかと前から考えておまして、それでここで、甚だ拙いものでございますが、紙を書かせていただきました。

ついでに言いますと、私個人としては、この労働市場流動化という大きいタマと、ついでに申せば、医薬品のインターネット販売の自由化という細かいタマと、この2つに非常に執着がございまして、できればどちらかは取り上げていただけないものかなと思っております。

失礼しました。

○岡委員長 今、安念さんからは基本的考え方プラス具体的なテーマまでお話しいただきましたけれども、他の方、いかがでしょうか。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 事務局がまとめていただきました資料3というのは、私も非常によくまとまっていると思います。

これについてのコメントを1つ申し上げたいのですけれども、上から3番目の◇のここ

ろで「参入規制や官の独占によるのではなく、より制限的でない規制によるべきこと」ということは、私は本当にそうだと思っていて、段階的に規制を緩やかにしていくということを全ての今のいろいろな規制について考えていく必要があると思っています。

まず最初に、官が独占しているものをどういうふうに民間に持ってくるかというのは、本当は独法のいろいろな事業とかそういったことも、どうやって民間に持ってきて、そしてそれをまず民間がやって、それを規制をして少し見ていくというようなレベルに持ってくるということが必要だと思います。

それから、参入規制については徐々に緩和して、行為規制にしていく。行為規制も、徐々に緩和して、行為規制から健全性規制に変えていき、例えば事後チェックに移していく。そういう段階的に規制を制限的でないものにしていって、規制緩和を進めていくという考え方がいろいろな企業の活性化とか経済化の活性化を考えていく上で非常に重要ではないかと思っています。

例えば、今、インフラ輸出の話がすごく重要なテーマになっていますけれども、例えば従来あった鉄道建設・運輸施設整備支援機構とか、都市再生機構とか、そういったところも本来、今までいろいろ国内向けにやっていたノウハウがあるはずで、そういったものを海外向けに民間事業として切り出してやっていけば、むしろ経済成長とかグローバル化に資するような部分もあるのではないかと思っています。そういう意味で「日本再生戦略」が出ていますけれども、改めてそういう視点で見直してみる必要があるのではないかということが1点目です。

2点目は、いろいろな論点が出ていますが、縦糸として非常に重要だと思うのは、やはりグローバルという視点であると思っています。日本だけで通用する規制ではもはや駄目で、完全にオープンにしていかなければならないので、グローバルの基準と合わせていくという視点が基本的に重要ではないかというふうに思います。

先ほど安念先生がおっしゃったインターネットの薬販売規制などにつきましても、海外ではもうかなりそういった規制は緩和されてグローバルな基準ではなくなっているという話でございますし、今、正に日本の企業は海外でいろんなビジネスを始めようとしている中で、日本だけがそういったスタンダードに合わないもののみまですと、日本経済の活性化にとって問題になると思っています。

それから、3点目ですけれども、先ほど大室さんがおっしゃった点ですが、やはりスピードアップは非常に重要であると思っています。前回のフォローアップでも、医療や農業分野のフォローアップ、重点分野のところはやはりスピード感に非常に欠けるという印象を持っておりましたので、フォローアップは非常に重要なテーマでありますけれども、是非これはスピード感を持って、今期では進めていく必要があると思います。

最後の点ですが、これは私、安念先生のおっしゃっている労働市場の活性化には全面的に賛成でございます。特に若年層の雇用の問題というのはやはり非常に大きな問題になっておりまして、日本の少子化の背景にもなっておりますし、格差の問題もこの労働市場の

問題と無関係ではないと思っております。

安念先生がおっしゃったように、やはり規制緩和だけでは駄目で、北欧諸国の例などを見ましても、積極的労働政策というものをやっていって、この流動化した人たちをうまく新しい産業に誘導していくような訓練とか、そういった仕組みができていくわけで、そういったことも併せて労働市場の改革を進めていくという必要があると思っております。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

それでは、大上さんどうぞ。

○大上委員 幾つか申し上げます。

まず、中原参事官から説明いただいた基本的考え方で、私もこれ賛成でございます。ただ、こういう規制・制度改革をやるとういうメリットがある、ベネフィットがありますよという話と、もう一つ、やはり進めていく力というのは危機感ではないかなと思います。そういった危機感をいかに醸成していくかと。それが先ほど大室委員が言われたスピードアップ、もう10年も放置しているという話でありますとか、あるいはグローバルに比べてかなり日本の競争条件が劣後していると、そういったテーマではないかと思っております。

こういった分野は、特に技術規制なんかには非常に多くて、航空機の安全規制の論点などは、正に航空機技術がこの20年、相当に進歩したにもかかわらず放置されていた様々な項目というものをあぶり出すことによって議論が進んだという経緯がございます。同様のものが私の知る限りでも、例えば船舶ですとか、あるいは医薬品などというものも、医療機器などというものもそういうような側面があったかと思っておりますし、他にもあると思っておりますので、そういうような観点で、やはり分かりやすい論点があって、危機感を醸成していくといったようなやり方と分野の選定ということが一つ必要ではないかというふうに思います。

それから、項目に関しまして、私も安念委員が言われていました人材の流動化で、私は雇用改革という言葉で表現させていただきますが、これはやはり新たな雇用の考え方というものを整理して、ルールを考えていく。これは大賛成でございます。そういう中にいろいろな独法の、例えば様々な問題とか、そういうことも出てくるかと思っております。

もう一つ、項目として提案するとすれば、少し前向きな案件で、文化行政と観光行政を一元化していくと。これは「日本再生戦略」の中でも観光分野というものへのいろいろな力が込められていて、一方で観光先進国と言われるようなところはかなりそういった行政が、文化行政と観光行政が一元化している。ところが、日本の場合はそれが完全に分かれておまして、かなりそういう意味で旧態依然とした行政が、特に文化行政においては行われております。今回、産業遺産の世界遺産登録ということで、その実態に多少風穴があいたところはあるかと思っておりますので、ここをもう一步踏まえて、更に1歩、2歩進めていく、そういった前向きな取組を織り込んでいくということもあるのではないかというふうに思

いました。

あとは、規制・制度改革の第1クールからずっと議論してまいりますと、やはり政策との関係と、政策を実現するための規制・制度改革というところがありまして、どうしても政策に依存する部分がございます。そういったところで我々からの、規制・制度改革から見た課題設定というものを各省において行われている政策の中で改めてどのように働きかけていくか。それで、その政策を検討していく過程と規制・制度改革とのリンケージをどのように担保していくか。

それから、特区について規制・制度改革とリンクさせるというのは非常にいいアイデアだと思います。ただ、当然、担当部署が違う話でございますので、今まではそれを連携させようということに余り前向きな雰囲気はなかったかと思うのですが、それをどのような形で前向きに進めていくのか。これは、今度は内閣府の中での進め方の議論、そういうことも是非やっていただきたいと思います。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

冒頭にちょっと申し上げましたけれども、今日は基本的考え方に、より時間を割いて、この後、2回目、3回目で分野をどうするか等々の話もしていくことになっております。もちろん、今日お話ししていただいても結構ですが、今日話さないと駄目だということではないということは申し添えておきます。

○大上委員 分かりました。

○岡委員長 それでは、市川さんどうぞ。

○市川委員 よろしく申し上げます。

私、第1クールから第3クールでどういう議論がなされたのかというのを、紙を少し拝見ただけでよく理解しておりませんので、これは多分、自分の頭の整理として申し上げることになるかと思うのですが、申し上げるまでもなく、今、社会保障と税の一体改革の話が進んでいて、少子高齢化が進む中で、社会保障制度について、この財源担保を消費税でやる、間接税でやるというのは世界の常識だと思いますので、その方向で進んでいただければいいなというふうには思っております。

ただ、その一方において、やはり日本の財政の問題とかを考えていくと、これは所得税と法人税という基幹3税のうちの消費税を除いた部分というのは明らかに名目成長率との連動性が極めて高いということだとすれば、やはり成長をどうやっていくか、デフレからどうやって脱却していくかというのは極めて重要なところだというふうに考えておられて、その中で、翁先生がいらっしゃるので余り生意気なことを申し上げるのは何なんですけれども、一部に日銀が何とかすればデフレから脱却できるのだみたいな議論があつて、確かに日銀にももっと頑張ってもらいたいとは思いますが、ただ、もし日銀が頑張ることができるのであれば、もうとっくのとうに日本はデフレから脱却しているはずでありますので、そういう意味では、より骨太の成長戦略というものをやっていかなければいけないの

だろうなということで、この7月31日の「日本再生戦略」を拝見しておりますと、非常にある意味では意欲的な内容になっておりまして、特に、別にそこを取り上げてくださいと申し上げるつもりはないのですけれども、例えばヘルスケア、ライフというところで、これを50兆円の新たな市場を創設し、284万人の雇用をするということが書かれておりまして、これも、そもそも分母は書いてありませんので、何を50兆円にするのか、よく分からないのですけれども、一般的に言えば、いわゆる医療とか介護を含めても、市場規模というのは大体45兆円ぐらいだと思いますので、そうすると2020年までのわずか8年ぐらいの間に市場を倍にするという極めて意欲的な取組でありまして、それを批判するつもりはありません。

ただ、例えばそのたたき台になっている「医療イノベーション5か年戦略」の中を見ても、個々の内容で1つ、ある意味ではこの「医療イノベーション5か年戦略」は偉いといえますか、素晴らしいなと思ったのが、日本で医療品・医療機器の輸入超過が大きくなっていることについて、要は海外にどんどん製薬会社・医療機器メーカーが出ていってしまっているということについての認識をされていることは非常に素晴らしいと思ったのですが、ただ、何でそうなっているのかということについては書いていないのですよね。加えて、この「日本再生戦略」にしてもそうですけれども、ここが伸びる、ここを伸ばすということは書いてありますが、本来そこが伸びるのであれば自律的に伸びているはずで、なぜ伸びていないのか、なぜそうなっていないのかということについての説明は、これは議論の中ではあったのかもしれませんが、政府のこうした文書の中には書いていない。やはり規制・制度改革というのは、そこのところをきっちり議論して、なぜ伸びるはずのものが伸びていないのかという、その障害をどう取り除いていくのかという論点に立って議論をしていく必要があるのかな。

それに加えて、別に医療にこだわるわけではありませんが、例えば50兆円の新たな市場を創設するとき、海外に20兆円とはいえ、国内で30兆円ですけれども、日本の場合、公的医療保険制度は国民皆保険の下にありますから、そうすると、この中にも民間でできることは民間でとありますが、やはりどうやって国民皆保険という制度の下で民間の医療、ライフに関わる場所の事業を伸ばしていくのかということのも非常に大きな規制・制度改革のミッションではないかというふうに思っています。

最後にもう一点、これは正に医薬品の、OTCの販売を、ちょうど昨年のことだと思いますが、行政刷新会議の「規制仕分け」の中でやらせていただいたときに、当時の厚生労働省の副大臣が大塚耕平先生で、私は非常に率直におっしゃっておられたのが今でも記憶に残っていますが、要するに何か問題が起こると必ず厚生労働省のせいになるのだと。なので、規制を我々としては強化するというカルチャーは日本の文化に当てはめればやむを得ないというような御指摘をされておられまして、実は私、その後、別の席でも大塚先生と御一緒になったのですけれども、そのときも懇々とそれを説いておられまして、私も安念先生に賛成で、正にこういったところが規制緩和をしていくべきだろうというふうに思い

ます。

ただ、そのためには国民の自己責任に対する理解というものも非常に重要なところで、最近の長距離バスの事故もそうですけれども、やはり安いということは、当然のことながら、その裏側にリスクがあるということでもありますから、その啓蒙活動をどうしていくのかということも併せて考えていくべきことではないかというふうに思っております。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に和田委員、よろしいですか。お願いします。

○和田委員 ありがとうございます。

新参者なので、余りの射た意見が言えないかもしれないですし、また、最後なので幾人かの方と意見がかぶるかもしれませんが、申し訳ないです。

私は、どういう方向性、基本的な考え方がいかというのは、この頂いた資料を何度も読みまして、日本語を読むのは余り得意ではないのですが、基本的には大丈夫というのは変ですけれども、いいかと思えます。

この中に付け加える視点があるとすると、翁さんもおっしゃっていたのですけれども、日本が日本だけで生存することは不可能なので、グローバルの観点から、他のキーの国、主要国がどういう類いの規制があるのか、ないのか、ベンチマーキングをしながら、日本の規制が全く一緒であればそれはいいのですが、何らかの理由で規制が少し違う場合は、なぜ違うのかが分かった上でそれをつくる。今までの規制で、それが先にあって、海外と比較して歴然とした差がある場合、分かった上で違う規制をつくるという、そういう観点が必要ではないか。もちろん、一番いいのはスタンダードイゼーションですね。先ほどもありましたけれども、アメリカの手法と一緒にする。ただ、それ自体は国民の観点から、知らない人が見ると、何だ、アメリカの真似をして、日本は日本だぞという対立する議論が出てくるので、よく人々に説明しないといけないと思えます。

どういう観点がいかといいますと、やはりイノベーションですね。私は多国籍企業の中で日本国、日本の競合会社に望まれもしない外国の企業が日本に参入して、それを成功するのに参画した者なのですけれども、その外国企業が入ることによってし烈な競争が起きます。そうすると、日本のメーカーもすごく優秀なので、もっといいものを提供しようという方向に、全体に業種が動くときが多々あります。そうすると、し烈な競争はみんな工夫をしないといけないので、何らかのイノベーションが起きるとというのが私の経験で、私の持論なので、できるだけ何か規制をするときに、これはある種の競争、あるいは新しい考え方を生み出さないといけない状況に追い込んでいるかどうかというのも見ていかないといけないと思えます。

ボランティアの仕事で、とある大学でマーケティングの授業をしているのですが、その大学では、みんなパソコンを持ってインターネットを見るなど自由に使いこなせる大学生が勉強しているのですが、ある大学生は既に在学中、あるいは高校時代から、私の高校時

代、在学中では考えられないような学外のアクティビティーをしているのです。例えば高校時代に某雑誌を創刊して話題になった学生がいます。多分高校生が出版してはいけないという規制はないですから、逆に規制がなければ若い人は何かできるのではないかと思うのです。それを、規制をつくることによって蓋をしているかもしれない。そういう観点も必要だと思うのです。ないところにつくる必要はないですし、少子高齢化なのだけれども、若い人がそういう今のツール、デバイスを使って新しいことをすることを自由放任でやってくることによって、それが大きな力になるのではないかなと思います。

友人の一人にチームラボの猪子さんという方がいるのですが、東大の大学院の、学生時代から存じ上げているのですけれども、彼のこの10年間の成長を見ると、まさに新しいツールで、そういったものが一つの新しい時代の、新しい事業を起こす、新しい変革を起こすモデルではないかと思うので、そういうものを阻害しないようにつukらないといけないというのが方向性であると思います。

先ほど、格安航空の話がされたかどうかは分からないのですが、Peach AviationなどのLCCは安いのですが、日本人は安いのにそうではないサービスをデマンドする。国民の方もちょっと理解が追いついていないと思うので、そういう意味では規制を緩めたとき、それが人々にとって、社会にとって、どういう意味があるのか、どういうフリーダムが得られるのかというのを広報、PRしていかないと、せっかくの良い制度をもたらしただとしても、それを知らなければ、ひょっとして知ったらそれをうまく活用して経済活動ができるかもしれない、イノベーションができる、アントレプレナーの人が出るかもしれないのですけれども、それを十分知らしめないことによって何かが起きないかもしれない。その辺も、それはフォローアップの先の話かもしれないので、そういうことも念頭に入れて我々が活動していったらいいのではないかなと思います。

ちょっと漠然とした言い方ですけども、私は皆さんのコメントも聴きながら、自分でキャッチアップしながら、そんなふうに思いました。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

一巡したのですけれども、冒頭に言いましたように、1回しか発言権がないわけではございません。他の委員のお話を伺った上でこれもということがあれば遠慮なく、いかがでしょうか。

よろしいですか。言い残したことはございませんか。

どうぞ。

○大上委員 やはり、他の委員の方の話も聴きまして、いかに国民に対して啓蒙をしていくかということが非常に重要ではないかというふうに思いました。

そのことは、1つには日本の規制・制度というものがそもそも、どのような分野がどれくらい遅れているといったような事実があるのか。例えば、90年代前半ぐらいまでは恐ら

く日本の規制・制度というのはアジアのモデルになっていた部分があったと思うのですが、今は残念ながら、日本的な規制・制度を参照するような国というのはアジアの中でもほとんどなくなってきている。

例えば自動車の規制を取りましても、日本流の自動車の規制をやっているのは恐らくタイぐらいですよ。あとは基本的にはヨーロッパ・ルール、あるいはアメリカ・ルールで、アジアは恐らくヨーロッパ・ルールが多いと思うのですが、そのような日本の置かれている現状から、今、日本が規制・制度という観点でどのような状態にあるのか。これが続いていくと、日本という国は一体どうなってしまうのか。今回、税と社会保障の一体改革がやはり進んだというのも財政の危機感だったと思うのですが、同時にこのようなルールにおける危機感というものをいかに醸成していくかという点。

もう一つは、我々がコストと安全、その両方を、二兎を求めるといことがいかに不条理なことなのであるか。ですから自己責任、それから、そういった多様性をもたらすベネフィット、そういうものも含めて、我々自身が変わっていかなければいけないということも併せて、いかに広報・宣伝をやっているか。そういうことがやはり全体で見れば非常に重要なのではないかなと感じた次第でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

他はいかがですか。もうちょっと時間があります。

どうぞ。

○安念委員 啓蒙という言い方はやや上から目線なので余りいい言葉だとは思いますが、自由とリスクは裏腹だということをお分りいただくとするのは、私は本当に大切だと思うのです。

そこで、岡委員長はあるいは御存じかもしれませんが、前に草刈さんの下でやったときに、それではというので、規制改革のメリットというものを大いに宣伝しようということで、マスコミ対策が重要であると、だれでも考えるではないですか。それで委員にキャスターの方を起用して大分マスコミ戦略をやったのですが、うまくいかなかった。それはこちらが下手だったということもあると思うのですけれども、マスコミの体質というのは結局、事故志向なのです。事故があると、ばあっと行って、大変だ、厚労省が悪いのだ、国交省が悪いのだ、政治家が悪いのだ、そういうことをやるわけです。それはどこの国だってマスコミはそういうものなのですけれども、やはりどうも駄目だ。

それも重要かもしれませんが、もう一つ、実は我々がずっとやってきたことは、結局、消費者の選択の範囲を広げて、消費者の利益になることをやってきたわけです。ところが、意外に消費者団体からの受けは私は良くなかったと思うのです。そのコミュニケーションは非常に良くなかった。私は、ここの春はずっと電気料金の話でやっていたのですが、そのとき、つくづく感じたのは、今や消費者と言うか、消費者団体、あるいはもっと言えば消費者団体のリーダーは権力になりました。その権力になったがゆえに、消費者団体のリーダーの人の質的な向上と言うとこれも上から目線なのですけれども、こんなに力のあ

る人たちになったのだなと思いました。

つまり、はっきり言って物分かりがいい。今や何でもかんでもお上に頼って規制してくださいというような発想の人たちではないのですよ。私は狭い範囲だからそういう人とだけつき合ったのかもしれませんが、今や産業界にとっても、言わば批判的パートナーとでもいうのかな、そういうふうになれるだけの実力をもうかん養していると思います。つまり、我々はつい啓蒙活動とかなんとかと言いますとマスメディアのことばかり考えるのですけれども、それを中抜きして、消費者団体と握ると言うに変ですが、その方が私は早いのではないかと最近考えるようになりましたので、そういう消費者団体とのコミュニケーションを円滑にしていくということは重要なのではないかというふうにつくづく思っております。

これは啓蒙の重要性について、何人かの委員の方が誠にごもつともな御指摘をなさいましたので、そのための具体的な在り方として、今、考えていることを申し上げます。

○岡委員長 ありがとうございます。

他はいかがですか。

どうぞ。

○和田委員 別に非難しているわけではないので、そう取ってほしくないのですが、例えばPRをするというと、マスメディアの人にピックアップしてもらうこと自体は、事件ではないので、マスメディアの人にもピックアップしませんし、たとえピックアップしたとしてもなかなかメディアで紹介してくれない。それ自体、手法がもう古い手法なのです。だから、おっしゃったようなターゲットを決めて、その人たちには理解してもらうことの、そういう意味のPRが必要である。

PRという言葉は、本当にマスメディアみたいなふうに日本語では捉えてしまうのですが、こういう良きことができました。規制というのはすごくネガティブな意味なのですが、我々が多分、奏上する規制はいい規制であるから、それを一番重要だと思われるターゲットの人に、知ってほしい人にうまく伝達するという意味の活動をフォローするところに組み込めばいいのではないかなと私は思いますけれども、その場はターゲットによって、例えば物によっては大学で話したりするかもしれませんが、それはどういうふうに広報戦略するのかを決めてやればいいことではないかなと思いますので、是非そういうものも後々付け加えていただきたいと思います。

以上です。

○岡委員長 それでは、翁さんどうぞ。

○翁委員 その点で私も前から感じていることがあるのですけれども、国民の声といいますと、みんな供給者、業者からのものしか出てこないのです。それは、もっとこういうものをやりたいという声ばかりです。本当は、国民の声というのは消費者から欲しいのです。消費者がこういったことに不便なのだというふうに感じていけば、それを改革していくということを進めることができる。ですから、何とかして国民の声を消費者から引き出すと

いうことができるような仕組みをつくれれば一番いいなと思っています。

どうしても消費者団体の方はこれが、やはり安全とかそういうことを意識して規制強化の方にお話を持っていかれるのですけれども、本来もっと不便に思っていることというのはあるはずで、うまくそれを引き出すことができればすごくいいと思っているのですが、その知恵がなかなかないので、少し考えていきたいなと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。

副総理、何かございますか。

○岡田副総理 いえ、特にありません。

○岡委員長 今の皆さんのお話を伺っていますと、第2回でも一部、今日の議論の続きをもう少しやってみたいなと思います。今日御自分で発言されたこと、他の委員の方がお話しになったこと、それから、冒頭の事務局からの説明をもう一度頭の中で整理整頓していただいて、次回もう一度、この基本的考え方の一部を議論していただければどうかと思います。

私も、前第3クールの冒頭で申し上げた考え方と基本的には変わっていないのですけれども、やはりこの規制・制度改革委員会の重要な立ち位置は、今の政権がこういう形で国を良くしたい、国民生活を向上したいという政策、例えば、今日も話題になりました「日本再生戦略」を実現する上での阻害要因を規制・制度という観点から取り除いていくというのが基本なのだろうと思います。第3クールの中で、エネルギーの分野でそのような形にいたしました。それから、途中からスタートした農業ワーキンググループについても、農業を強くしようという政府の戦略が既にでき上がっているわけですから、それを実現するための阻害要因が規制という観点で多々ありますので、それを取り除いていくというようなこと、これが基本なのだろうと思います。

もう一つは、今日の皆さんの御意見の中にもありましたけれども、消費者の立場、国民の立場から、この規制というものをどういうふうに見ていくのかということ。安念さんも具体的な例として挙げられましたが、インターネットの薬販売などは何年かかっているんだという議論。これは極めて私もシンボリックなテーマだと思います。要するに消費者の利便性を取るのか、あるいは安全性を取るのかという、まさにトレードオフ的なところがあるわけでありまして、規制の中にはそういったものが結構あります。ですから、これをどのような形で決着をつけるのかということ。そのときに国民の皆さんに対し、これは利便性を高めるためにインターネットの薬の販売を認めるようにしていくのですよと。しかし、安全性についてはできるだけ対応をしますけれども、最後は一人ひとりの自己責任ですよ、というようなことをどこまで訴えていけるのかというようなテーマであると思います。こうしたトレードオフの関係のところはどういうふうを考えていくのかということが2つ目であります。

3つ目は、これも第3クールのときに申し上げましたが、議論を幾ら繰り返しても、時間ばかりかけてもしょうがない。大室さんもお指摘の通り、やはりスピーディーに成果を

上げていくということであろうかと思えます。そのためには、我々委員、それから、事務局の皆さんの活動は言うまでもありませんが、冒頭、中塚副大臣からもお話がありましたけれども、やはり政治の強いリーダーシップの下でやっていく必要がある。そして、所管の省庁の皆さんをその気にさせていくというようなことも必要でしょう。その援軍として、いわゆる世論といいますか、国民の声が後押しをしてくれるような状態に持っていくというようなことだろうかと思えます。いずれにせよ、成果を上げなければ何をやっているか分かりません。是非、成果重視であるという考え方は引続き、今回も重要な考え方として位置付けておきたい、かように思っております。

ほぼ予定どおりの時間になりましたので、今日の委員会はこれで終了させていただきますが、今回は、冒頭にも申し上げましたが、この基本的考え方、プラス、仕組みの議論、あるいは分野の議論、そういったことをあと2回やって、それが終わった後に成果を目指した本格的な活動に入っていきたいと思っております。

最後に、事務局から何かございますか。

○中原参事官 次回の委員会は、調整の上、改めて御連絡させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○岡委員長 それでは、本日はどうもありがとうございました。